

## 第18回 投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年6月9日（火）15:00～16:00

2. 場所：合同庁舎第8号館1階 講堂

3. 出席者：

（委員）高橋進（座長）、武井一浩（座長代理）、大槻奈那、佐久間総一郎、竹内純子、  
谷口綾子、夏野剛

（専門委員）石岡克俊、鶴瀬恵子、落合孝文、増島雅和、村上文洋、井上岳一

（政府）大塚副大臣、藤原大臣政務官

（事務局）彦谷次長、林次長、小見山参事官、小室参事官

（ヒアリング）

<放送を巡る規制改革（フォローアップ）>

日本放送協会 知財センター長 梶原均

株式会社テレビ東京ホールディングス 法務統括局番組契約部長 丸田晋

株式会社サイバーエージェント 松尾勉

総務省 情報流通行政局情報通信作品振興課長 三島由佳

文化庁 審議官 森孝之

文化庁 著作権課長 岸本織江

4. 議題：

（開会）

放送を巡る規制改革（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 それでは、時間になりましたので、「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日はオンライン会議となります。お手元に資料を御準備いただき、参加をお願いいたします。

本日は、大塚副大臣が遅れて御出席、藤原政務官は御出席、当ワーキング・グループの構成員に加えて谷口委員にも御出席いただいております。所用により岩下委員は御欠席であります。

それでは、ここからの進行を高橋座長にお願いします。よろしく願いいたします。

○高橋座長 よろしく願いいたします。

本日の議題は、「放送を巡る規制改革（フォローアップ）」です。今回は議論を前半と後半に分け、前半では文化庁の森審議官、岸本著作権課長より、第7回当ワーキング・グ

ループの議論を踏まえた、同時配信等の放送みなし、拡大集中許諾制度の導入、裁定制度の改善に関わる検討状況や、補償金付き権利制限規定について聴取させていただきます。

後半では、その他著作権制度の見直しをめぐる論点について議論させていただきます。

また、本日は、日本放送協会・梶原知財センター長、テレビ東京ホールディングス・丸田番組契約部長、AbemaTVを代表してサイバーエージェントの松尾氏、総務省の三島情報通信作品振興課長にも御出席いただいております。

それでは、早速、文化庁より御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○文化庁（森審議官） 承知いたしました。それでは、御説明申し上げます。

資料は「放送コンテンツのネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について」ということで、補償金付き権利制限規定も含めまして、文化庁の検討状況を御説明申し上げたいと思います。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。「これまでの検討の経緯」ということで、特に何を検討の対象としてこれまで検討してきたか、確認のため御説明申し上げたいと存じます。

1つ目の○にございますように、本件は平成30年の規制改革実施計画において、ネット同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、必要な見直しを行う。とされたことを踏まえて検討を進めてきたものでございまして、2つ目の○にございますように、その後の規制改革推進会議ワーキング・グループで、専らレコード及びレコード実演に係る著作隣接権について、放送とネット配信で取扱いに差異がある点の解消が議題とされ、令和元年の第5次答申においても、同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなどが課題として言及されてきたわけでございます。

これを受けまして、総務省で勉強会で検討が進められ、昨年11月に課題を取りまとめ、文化庁に対して検討を依頼されたわけでございますけれども、その通知におきましても、規制改革推進会議の議論を踏まえて、著作隣接権の取扱いから検討に着手することが想定されるという旨の記載がされておりました。

こうした流れを受けまして、昨年12月から文化審議会でも検討を開始し、幅広い関係者からのヒアリング、委員間の集中的な議論を経まして、今年2月に「基本的な考え方」（制度整備の方向性）というものを取りまとめたところでございます。これにつきましては、総務省勉強会でも御報告をし、特段御指摘はないところでございます。

この内容について、2ページでございますけれども、先般、2月のこのワーキング・グループでも御説明いたしました。今日の御説明に関連した部分、ポイントを赤字で示してございますので、それに絞って御説明申し上げます。

「1. 検討の射程・優先順位」でございます。著作権法上の権利の在り方に差異があるレコード、レコードに録音された実演、そして映像実演の利用の円滑化、著作隣接権の取扱いでございますけれども、これについて検討に着手することとしつつ、そして著作権の取扱いを含むその他の課題についても、御要望が強いことを踏まえて、継続的、総合的に

検討を行う。このように整理をさせていただきます。

「3. 権利処理の円滑化のための手法」でございますけれども、2つ目の○にありますように、アウトサイダーへの対応など、同時配信等を行う上でボトルネックになる課題、運用面の改善では対応できないような課題の解決に資するような法整備を検討することとされまして、その際、次の○でございますように、放送等にのみ適用される現行規定を放送の同時配信等に拡充するという点についても検討を行うとされております。

そして、「4. 権利者の利益保護への配慮」ということでございますけれども、新たな法整備の検討に当たりましては、既に形成されているライセンス市場を阻害しないように十分注意をする。権利者の利益保護について適切な配慮を行う必要があるということで、例といたしまして、新たな権利制限規定の創設を行うとした場合の補償金請求権の付与とあるように、補償金付きの権利制限規定について考える選択肢として示したところでございます。その採否や、具体的な制度設計については、今後、審議会で検討していくことを想定しているわけでございますが、その考え方について次で御説明いたします。

3ページを御覧いただきたいと思っております。放送とネット配信に係る現行制度の現状を示しておりますけれども、下のほうの著作隣接権、とりわけレコードとレコード実演については、放送については報酬請求権ということで許諾が不要であるのに対して、同時配信等、インターネット配信については許諾権となっており、実態上、集中管理がされ、実質的に報酬請求権となっている部分もございまして、集中管理をされていないアウトサイダーについては個別の許諾が必要であるという状況でございます。

また、映像実演については、放送もインターネット配信も許諾権であるわけですが、放送については、その許諾を得た場合には契約に別段の定めがない限り、リピート放送いわゆる再放送が可能であるということで、報酬請求権というふうになっております。

それから、著作物については、放送と配信とで同じ許諾権であり、放送と配信とを通じて一つの公衆送信権という、放送と配信が一体化した権利となっているという状況でございます。

これを踏まえて4ページに、今後の対応の方向性を整理してございます。1つ目の○にございますように、著作隣接権につきましては、今御覧いただきましたように、放送の際には事前の許諾が不要で、事後的に報酬を払えばよい一方で、同時配信等の際には事前の許諾が必要となるといった制度上の差異、ずれがあるわけでございます。

この点、同時配信等について権利の集中管理が進められておりますので、集中管理団体との包括許諾契約などによって、個別に許諾を得ることなく円滑な利用が可能となる。実質的に報酬請求権化されているという状況がございまして、他方で、集中管理がされていない、いわゆるアウトサイダーの権利については、個別に事前の許諾を得ることが困難な場合が多いなどの課題があると認識してございます。

そこで、レコード実演やレコードに係るアウトサイダーの権利について、例えば補償金付きの権利制限規定を設けることで、アウトサイダーについては、放送と同様に、同時配

信等についても報酬請求権化することなどにより利用を円滑化することが必要であると考  
えております。

また、映像実演の取扱いや同時配信以外のサービス、追っかけ、見逃し配信といったサ  
ービスでございますが、この取扱いについては併せて検討していく必要があろうというこ  
とでございます。

一方、著作権につきましては、先ほどありましたように、公衆送信権という放送と配信  
が一体化した権利となっております、それをどのように区分をして契約を結ぶのかとい  
うことは当事者間で決めることができるわけでございます。こうしたことも踏まえて、見  
直しの必要性について検討をすることが必要であると考えてございます。

いずれにしても、この補償金付き権利制限規定を創設するという場合に、どのような範  
囲についてこの補償金付き権利制限の対象とするのか、補償金をどのように取り決めるの  
か、どのように行使するのかということについては、今後、詳細な検討をすることとなり  
ます。

5 ページでございます。これに加えまして、放送等にのみ適用される現行規定について  
の見直しを考えてございます。ここに幾つか列挙してございますけれども、現行法上、放  
送では可能なことが同時配信等ではできないことになっている規定がございます。こうし  
た規定につきましても、個々の規定の趣旨や見直しが権利者に与える影響の程度等に留意  
しつつ、放送の同時配信等にも拡充することを検討する必要があると考えているところで  
ございます。

6 ページと 7 ページは、審議会等の構成員についてご参考までにお示ししたものでござ  
います。

資料についての御説明は以上でございます。

もう一点、今後の議事に関連して一言申し上げたいと存じます。この後の議事におきま  
して放送事業者、配信事業者などのヒアリングなどを経て、規制改革推進会議としての提  
案について御議論されとお聞きしておりますけれども、文化庁としては事前にその点を  
拝見しておりませんでしたので、組織としての検討ができていないため、この場で、個別  
の適否について見解を表明することはできないということを御理解いただければと思っ  
ております。

いずれにいたしましても、著作権制度の改正に当たりましては、利用者・権利者双方の  
御意見を丁寧に伺いながら、権利の保護と利用の円滑化の両者のバランスの取れた対応を  
進めていくことが不可欠でございます。関係者の理解なしに制度改正を進めることはでき  
ないわけでございます。また、法制的な観点から実現可能性を精査するなど、専門的な見  
地からの検討も必要でございます。

今後、規制改革推進会議におかれて何らかの提案を出される場合にも、そうした観点か  
ら権利者や、利用者の意見聴取も含めて、適切なプロセスを経て丁寧に行っていくことが  
必要でございます、仮に規制改革推進会議の答申でございますとか、計画において、制

度の在り方について何らか具体的な方向性を示すという御指摘をされるのであれば、そうしたプロセスを踏んだ上で検討を行わなければ、制度の見直しを実現することは困難であり、答申等の取りまとめに当たりましては、事務局である規制改革推進室におかれては、文化庁に対して事前に十分に時間的余裕を持って協議をいただきますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、放送事業者及び総務省からの御意見を伺いたいと思います。

まずは、NHK様、テレビ東京様より、文化庁の説明や資料2を踏まえ御意見をいただけたらと思います。

文化庁から過去の検討経緯の説明がありましたけれども、特に2月の文化審議会の審議経過報告についてコメント等があればお願いしたいと思います。

それでは、まずNHK様、お願いできますでしょうか。

○日本放送協会（梶原知財センター長） NHKの梶原でございます。

今、文化庁さんの御説明をお聞きしました。その中で、補償金付き権利制限規定の導入が前提のようなお話でございましたけれども、私、保護・利用小委に参加しておりましたけれども、補償金付き権利制限規定について具体的な検討は全く行っていません。さらに、放送事業者からは、先ほど説明があったように、レコード及びレコードに録音された実演並びに映像実演の利用の円滑化、さらにその他の課題についてもやってほしいということを申し上げております。

NHKがこれまで文化庁さんをお願いしていたのは、諸外国と同様に同時配信を放送とみなすということをお願いしておりました。文化庁さんの資料の3ページ目を見ていただければ分かりますけれども、日本の場合、同時配信が自動公衆送信権という権利に位置づけられています。放送と自動公衆送信権は著作権法上、取扱いが異なります。先ほど、著作権について制度は同じという御説明がありましたけれども、5ページの中にもありますように、権利制限規定において取扱いが異なります。

同時配信のサービスというのは、基本的には放送と同じ、単に伝送手段が違うだけです。例えば同じスマホでも、今、NHKプラスをやっていますけれども、NHKプラスを見ることができますし、無線の放送も見ることができます。

配信とは、オンデマンドでいつでも好きなときに見られるサービスです。そういったことから言うと、同時配信については放送と位置づけたほうが制度としてすっきりします。わざわざもう一つアウトサイダーのためだけに制度をつくるとなると、またこれは大変なことだと思います。同時配信を放送権に位置づけるということにすれば、ほとんど問題はないのではないかと。権利者に対しても権利を不当に害するということはないと思います。

あと1つだけ申し上げますけれども、アウトサイダーだけに特化した制度というのが本来に使われる制度になるのかどうかというのを危惧しています。特にレコードについては、

アウトサイダーというのは本当にマイナーな方ばかりです。逆に言うと、放送事業者としてはアウトサイダーのレコードを使わなくても放送はある意味成り立ちます。

そういったことで言うと、アウトサイダーのためだけに補償金を払うというような制度をつくられても、多くの放送事業者がお金を支払ってまでその制度を使うということはあまり考えられません。そうなると、結局、アウトサイダーのレコードは使われないということになってくるかと思います。そうなると、文化の発展というところから言うと、著作権法の目的にも資するものではないと思っていますので、アウトサイダーだけに特化した制度が本当にいいのかどうか。さらに、それについて全く議論されていないのに、あたかもそれは前提のようなお話をされるというのは、私、委員として出ていましたけれども、若干疑問があるところでございます。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、テレビ東京さん、お願いします。

○テレビ東京ホールディングス（丸田番組契約部長） テレビ東京ホールディングスの丸田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、文化庁さんが資料で例示、御提案されているアウトサイダーに係る補償金付き権利制限規定ですが、この新たな制度について、私ども放送事業者はこれまで何ら説明等を受けておりません。当然ながら、実際に同時配信等を実施するのは私ども放送事業者ですから、放送事業者の意見を聴いた上で制度検討を進めていただくのが本来の在り方ではないかと思っております。

また、文化庁さんから今日御説明いただいた資料ですが、やや事実誤認ではないかなと思われる箇所が幾つかございますので、ちょっと指摘をさせていただきたいと思ひます。

まず、1ページ目、「これまでの検討の経緯」の部分ですが、○の3つ目に、総務省さんが昨年11月に著作権制度を含めた課題を取りまとめ、著作隣接権の取扱いから検討に着手することを総務省さんから文化庁さんに対して依頼したかのように記載されている箇所がありますが、こちらは事実と異なると思ひます。

こちらについては、私ども在京キー5社は、総務省さんがお取りまとめになった課題の中に、著作隣接権の取扱いから検討に着手する旨の記載を入れることに反対しておりました。しかしながら、総務省さんから、この記載がなければ文化庁さんは書面を受け取れないとおっしゃっているというお話があって、総務省さんから、「著作隣接権の取扱いから検討に着手すると思われる」という形で、検討されるであろう順番として記載するけれども、総務省さんとしては、文化審議会においては課題の総合的解決に向けた継続的な検討が必要とのお考えを記載いただくことで私どもは了承したという経緯がございます。ですので、総務省さんからの依頼によって著作隣接権の取扱いから検討を始めているというのは事実誤認ではないかと思ひます。

また、○の4つ目ですが、文化審議会での検討によって、今年の2月に「基本的な考え

方」(制度整備の方向性)が取りまとめられたという記載がございますが、こちらも文化審議会の保護・利用小委に私もNHKの梶原さんも出席しておりましたが、全部で3回会合が持たれましたが、全体として意見集約はできずに、審議経過報告という形で考え方が取りまとめられたにすぎないという認識を持っています。

また、取りまとめに当たっては、在京キー5社から意見書も提出しておりますが、残念ながら私どもの意見は反映されておられません。小委員会の場でも、私ども放送事業者が再三再四説明してきた同時配信等における数多くの課題を置き去りにされて、著作隣接権のアウトサイダーに係るごくごく狭い範囲だけを手当てしようとするもので、これでは同時配信等の権利処理の円滑化にはつながらないと考えております。

文化庁さんの資料の4ページには、このアウトサイダーの権利を制限することで利用円滑化を図る考えが示されていますが、そもそもアウトサイダーのみ権利を制限する合理的な理由が見当たらず、権利者の権利を不当に害するものではないかと危惧します。

また、特にレコード実演とレコードについて言えば、アウトサイダーの問題は全く深刻ではありません。レコードについては、既に民放連と日本レコード協会の包括協定で、見逃し配信においてはアウトサイダーについても日本レコード協会が御対応いただくということで合意をされていて、現在、問題なく運用が回っていて、アウトサイダーの権利を制限する必要がございません。

さらに、レコード実演について言えば、実演家の権利を専属実演家契約によってレコード会社に買い取られているケースがほとんどのため、制度上の手当てが必要だと思いません。

補償金付き権利制限規定について言えば、使用するかどうか分からないアウトサイダーに対して補償金を支払うことには合意できませんし、補償金制度を創設しても、権利者に適切に分配される仕組みをどう構築するのか、補償金額は誰がどのように適正と判断して決定するのか、疑問に思うところが多々ございます。

同時配信等の権利処理については、借用素材の問題、楽曲の支分権管理の問題、放送のみ許される制限規定の問題等、様々な課題が山積しています。根本的な課題の解消には至らない著作隣接権のアウトサイダー問題のみ手当てをする法改正ではなく、放送関係の同時配信等については、伝送路の違いによって権利をわけずに、まとめて放送としてワンストップで権利処理できるように著作権法を改正し、網羅的に課題の解決を図ることが一番だと考えております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省さんですが、文化庁さんから御説明があった審議経過の報告等も含めてコメントをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○総務省(三島情報通信作品振興課長) 総務省情報通信作品振興課、三島です。

文化庁の資料の1ページ目、「これまでの検討の経緯」とある部分について若干補足を

させていただきたいと思います。

先ほど民放からもお話があった部分になりますけれども、11月に総務省から、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において取りまとめたものを文化庁にお渡ししております。3つ目の○で「著作隣接権の取扱いから検討に着手することが想定される旨が記載」と書いてある部分につきまして、正確に申し上げますと、取りまとめてお渡ししたものとしましては、著作隣接権のみならず著作権、それから権利制限規定、様々な課題について、全体を解決していただきたいという要望を取りまとめたものをお出ししております。その際に、「規制改革推進会議での議論等を踏まえると、同時配信等に係る著作隣接権の取扱いから検討に着手することになると思われるが、文化審議会においてはその取扱いのみならず、上記課題の総合的解決に向けた継続的な検討が必要と考える」のโดยろしくお願いしたいという形でお出ししているということだけは補足させていただきたいと思います。

また、最後の「令和2年3月の総務省勉強会でも報告し、特段指摘なし」という部分でございすけれども、こちらも上記の勉強会で「基本的な考え方」が取りまとまったところで、その内容と今後のスケジュールについて御報告をいただいたということでございすけれども、内容について議論をさせていただくという場ではございませんでしたので、その旨も補足させていただきたいと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上のことを踏まえて質疑応答に入りたいと思います。まず、事前に文化庁さんがお渡しした会議要旨を基に、落合委員に議論をリードしていただく形で進めていきたいと思ひます。

落合委員以外の皆様が御発言の際には、ウェブ会議のツールの「手を挙げる」という機能がありますので、そちらで手を挙げていただきましたら、こちらから指名させていただきます。なお、質問と回答は簡潔にお願いいたします。

では、落合委員の質問に一问一答という形をお願いできればと思ひます。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。それでは、落合のほうから何点か聞かせていただきます。

お聞きするところが多いので、必ずしも承服していないところも含めて、一度お聞きしたらそのまま流していくということもありますので、必ずしもそれでオーケーですという趣旨ではない場合もあるということについては御理解いただければと思ひます。

最初に1点ですけれども、文化庁のほうで審議経過報告をまとめられていたと思ひるのですけれども、これは必ずしも規制改革推進会議での議論を反映せずにとまとめたものでかと思ひます。その意味では規制改革推進会議の場では必ずしも承服はしていない内容が含まれていると思ひます。これは、質問側がそういう認識ですということをお述べただ



けなので、特にお答えをいただかなくて大丈夫です。

質問に入りますけれども、既に民放さんとか総務省さんのほうから御指摘があった部分についてですが、もともと文化庁さんの資料の中で、規制改革推進会議の中でも著作隣接権だけを取り上げているのではないかと話をされている部分もあるかと思っています。

しかしながら、第5次答申の中でも「同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度設計を含めた権利処理の円滑化」と書いておりまして、著作隣接権に限定はしていないと思います。この点をなぜ著作隣接権の見直しに限定しているとお考えになるかをまず最初に伺えればと思います。

○文化庁（森審議官） お答え申し上げます。

著作隣接権だけに限定して検討を行うのかというお尋ねかと思いますが、先ほど御覧いただきました「基本的な考え方」において、決して著作隣接権だけを検討するというふうにはしていないわけでございます。レコード、レコード実演、そして映像実演の利用円滑化。これらは著作隣接権の取扱いでございますけれども、これらから検討に着手をすることとしつつ、著作権の取扱いを含めたその他の課題についても御要望が強いということ踏まえた上で、緊急性、重要性に応じて、継続的、総合的検討を行うというふうに行っているところであります。そういうことで御理解をいただければと思います。

補償金付き権利制限規定について御説明申し上げましたのは、このことについて現在どういうことを考えているかというお尋ねでございましたので、現在、文化庁として考えているものを御説明したわけでございますけれども、これに留まるものではなくて、「基本的な考え方」において整理をされておりますように、隣接権の問題から着手をしつつ、著作権の取扱いも含めたその他の課題についても順次検討していくという考えに立っているところでございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

規制改革推進会議でも著作隣接権に限定してこれまで意見をしようと思っていたわけでもなく、文章上、そういうふうにしておりましたが、そこは御理解をいただいていたということだと思いました。

続いて、補償金付き権利制限規定について言及をいただいております。こういう権利制限規定があれば、拡大集中許諾であるとか、同時配信の放送みなしは不要であるというような文化庁のお考えではないかと思われます。補償金付き権利制限規定について御説明の中で詳細については必ずしも検討されていない面もあるということではありました。しかし、これはどこの部分がいい、悪いという議論をするに当たって具体的な内容が分からないと、補償金付き権利制限規定というだけでは、どうしても分からない部分もあると思います。

恐らくVODや著作権については、例えば想定されている案の中には含まれていないのではないかということや、権利者団体が集団管理するような権利は対象にしていないのではないかということ、補償金の決定のメカニズムはどうなのかといったことがあると思いま

す。このような点について、補償金付き権利制限規定として、具体的にどのようなものをお考えになっているのかというのをできる限り明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○文化庁（森審議官） お答え申し上げます。

補償金付き権利制限規定でございますけれども、「基本的な考え方」において先ほど言及いたしましたけれども、今後の考え得る選択肢の例示として、新たな権利制限規定の創設を行うとした場合の補償金請求権の付与とあり、これがライセンス市場を阻害しないように配慮しつつ、アウトサイダーへの対応など運用面では解決できない課題を解決するための法制度として示されていたわけでございます。

これを踏まえて、今後、具体的には審議会の場において関係者の意見もお聴きしつつ、広く有識者の御意見をお聴きしつつ検討を深めていく必要があると考えておりました、そうした中で、審議のプロセスを経て、コンセンサスが得られたものについて制度化をしていくという考えでございます。

どのようなものを対象にしているのかというお尋ねかと思っておりますけれども、3ページの図を御覧いただきますと、権利を制限する、つまり基本は許諾権を前提とした上で、これを制限することによって利用の円滑化を図ろうというものでございますので、放送と同時配信等で権利の性格が違うレコードとレコード実演について権利制限を導入し、許諾を得る代わりに補償金を払うことによって利用を可能とするということが一つあり得るのではないかと考えているところでございます。

そして、映像実演と著作物については権利の性格が同じですので、権利制限という形ではないものも含め今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

映像実演については、許諾権ということで権利の性格が同じでございますけれども、映像実演については放送許諾を得た場合はリピート放送が可能という規定があり、放送の円滑化に一定程度配慮した規定が既にあるわけですから、この趣旨を何らか同時配信等にも援用することができないかという切り口が今後の検討の方向性として出てくるのではないかと考えております。

著作物については、これも許諾権でございますので、許諾を受けるに当たって、放送だけの許諾なのか、同時配信も含めた許諾なのか、そこは当事者間で決めることができるということです。それを妨げる制度ではないということです。制度上は違いがないということをお前提として、どういう円滑化を図るニーズがあり、それは制度的な対応によって解決できるのか、仮に何らかの制度を導入した場合に関係する権利者はどのような影響を受けるか、それらを踏まえ、どのように考えるべきか、今後、順次検討していく必要があると考えているところでございます。

なお、先ほど集中管理されているものは対象外とするのかというお尋ねがあったかと思っておりますけれども、権利を制限する必要があるのは、個別の許諾を得る必要があることが課題になっているという問題意識に対応するという観点でございますので、既に集中管理

が行われているものについては権利制限の対象から除外をするということが一つの選択肢としてあり得るのではないかと。詳細については、今後検討していくということになる。

また、補償を行うメカニズムについても今後の検討でございますけれども、例えばレコードやレコード実演の二次使用については、指定団体を通じて報酬請求権を行使する。その額についても、放送事業者又はその団体と指定団体との間で毎年協議をして定めるという仕組みがございますので、こうした仕組みも参考に、具体的に検討していくことになると思っております。

もう一点、オンデマンドについてお尋ねがございましたが、そもそもこれまで御議論されてきた同時配信等とはかなり性格が大きく異なる問題だろうと思っておりますので、そうしたものについて議論するというのであれば、どのようなニーズがあるかも含めて、改めて検討すべき問題かと考えております。

○落合専門委員 ありがとうございます。いただいた御説明の中で、権利制限規定というのは主に同時配信を対象にしているとか、アウトサイダー対応を主にした議論としてお話しいただいたと思っております。しかし、規制改革推進会議で議論していた内容からすると、それと少し対象が狭いのかなと思っております。VODも含めて、例えば拡大集中許諾制度であれば、アウトサイダー問題の解消にとって一歩ではないかとも思っております。

補償金付き権利制限規定はVODまでは使うことができないのであれば、以前の規制改革推進会議の場では同時配信になるべく限定して議論をされたいという文化庁さんのお話と沿うように認識をしています。他方で、我々としてはVODまで含めてということと考えていたところではありますので、なかなか拡大集中許諾を代替するようなご提案内容にはなっていないのではないかとと思っております。

また、拡大集中許諾に関して言えば、将来的には原作とか写真といった、こういった部分も放送局から要望があるような、著作権分野に適用できるという可能性、拡張性があるのではないかとと思われるところです。こういったより広く捉えた場合も規定の整備の可能性というのは、権利制限規定については存在すると文化庁の方はお考えになっているかどうかを伺えればと思います。

○文化庁（森審議官） 御質問の趣旨がちょっとよく分からなかったのですが、申し訳ございません。

○落合専門委員 改めて申し上げますと、拡大集中許諾というのは、VODですとか著作権についてもある一定の整理をしていくことができるのではないかと、制度としての拡張性があるのではないかと見ている部分もあります。一方で、補償金付き権利制限規定をベースにして、例えばVODについて処理を進めていくとか、著作権自体について処理を進めていくという可能性はあるというふうにお考えになられておりますでしょうか。

○文化庁（森審議官） ありがとうございます。

拡大集中許諾についてどう考えるか、権利制限規定の拡張ということで対応できるのかというお尋ねかと思っておりますけれども、どういう制度で措置をするのかということについて

は、その前提としてどんなニーズがあって、何が課題かということをもまずクリアにした上で検討していくことが重要であろうと思っています。そうした課題に対応するために最も合理的な方法を取るといふことであろうと思います。

そういう意味で、補償金付き権利制限規定というものは、著作隣接権におけるアウトサイダーへの対応について有効であろうと。アウトサイダーが出てくることを防げるわけですので、これが合理的であろうといふことで今後の検討の選択肢となっているところでございます。拡大集中許諾を導入することも検討すべきかどうかといふことは、今、申しましたように、どういう利用形態についてどういう課題があるといふことをまずクリアにした上で考える必要があると思います。

著作隣接権については、レコードやレコード実演のアウトサイダーについて補償金付き権利制限規定を設けることで、円滑化を図ることが可能であるといふことで、拡大集中許諾という選択肢よりもベターであろうといふわけです。

VODであるとか著作権についてといふことであれば、先生の御指摘とは違うかもしれませんが、同時配信を中心として、それと同様のサービス、放送に類するサービスをいかに円滑化していくかが課題となっていると理解していますので、一般的にビデオ・オン・デマンドを対象にして円滑化を図ろうといふことではなかったかと思っております。

そういう意味で、もしそれについて何か円滑化を図るべきであるといふことであれば、そういった点についても、具体的なニーズ、それに関する関係者の意向といふものをまず精査をし、課題を洗い出した上で、それにふさわしい対応策は何かといふことを考えるといふ手法を取るべきではないかと思っております。

○落合専門委員 ありがとうございます。

さらに議論したいところもありますけれども、ほかにも伺うべきことがあるので、次に参りたいと思います。

ニーズについても重なる部分もあると思いますけれども、同時配信は放送ではなくて公衆送信という形の仕切りであると、昨今、放送に関して問題になっている、いわゆるフタかぶせの問題を解決できないのではないかと思われるという部分があります。放送と配信で権利者が別で、それぞれ権利処理を別々にしなければいけないとか、著作権が入っていないといふことで、原作とか写真について二重の許諾が必要になるとか、国会中継の放映なんかも放送では無許諾といふふうになっている特例の部分は同時配信に適用されないといったようなことも含めて、補償金付き権利制限規定を設けるだけでは必ずしも解消されないように思われます。先ほど申し上げた拡大集中許諾とは異なりますけれども、放送事業者のほうからも要望がある同時配信の放送みなしといふのがないと、こういったフタかぶせに関する問題を解消できないのではないかと思います。この点については文化庁さんのほうではどうお考えになられますでしょうか。

○文化庁（森審議官） お尋ねについて御説明申し上げたいと思います。

同時配信は放送ではなくて公衆送信となっているため、フタかぶせなどが生じていると

いう御指摘でございますけれども、フタかぶせという事象が何によって生じているのかというところをまず明らかにする必要があるのではないかと思います。

放送に関する許諾という話でいうと、著作物についてはそれぞれ放送の許諾を取る際に、同時配信等についても併せて権利処理することが可能であるかと思えますし、そもそも制度上も、放送についても同時配信についても同じ公衆送信権というものでありまして、その中で何について許諾を受けるかはまさに当事者間で決めていることであり、制度上の問題ではないのではないかと思います。フタかぶせということが何に起因し何がネックになっているものなのか、そして、それが制度上の対応を要するものかということもクリアにしていく必要があるのではないかと思います。

そして、制度的に解決すべきものがあるとした場合に、放送みなしとすべきとの御指摘ですけれども、その場合の放送みなしというのは何を意味するのかということもクリアにしなければいけないのではないかなと思います。放送という著作権法における概念、定義を変えるということなのか、放送の許諾を取れば、自動的に同時配信できるようにするというものなのか、制度的な選択肢はいろいろあるかと思えますけれども、そこをどういうふうに考えるのかということもまずクリアにしないといけないと思います。

先ほど、国会中継が放送はできるのに同時配信はできないじゃないかというお尋ねがございましたけれども、それにつきましては資料の5ページのところに載せておりますけれども、放送ではできることが同時配信等ではできないという規定について同時配信等においてもできるようにするため、個別の規定を見直すことで対応できると思えます。

○落合専門委員 ありがとうございます。放送みなしの考え方についてはまだ議論があるところだと思いますが、また、ほかに聞きたいことがあるので次に参ります。

権利制限規定についてですけれども、法的正当性というのをどういうふうに考えられるのかということがあると思っております。拡大集中許諾制度についても、法的正当性については問題があるのではないかという御指摘を文化庁さんのほうでされていたのではないかと思います。

一方で権利制限規定は、特にアウトサイダーのみに特定して権利制限をかけるということで、国外を含めてもあまりないような話ではないかと思えますけれども、なぜアウトサイダーに限定して権利制限をするというのを、拡大集中許諾に問題があるというふうに指摘されつつも、できるとお考えになるのかを伺えればと思います。

○文化庁（森審議官） お答え申し上げます。

法的正当性についてどう考えるかというお尋ねでございますけれども、そういうことも含めて今後審議会等の場において精査をしていく。実現可能性も含めて、専門的な見地から検討していくべき課題であると認識をしております。

拡大集中許諾については、かねてから御説明申し上げているように、集中管理団体が委託を受けていない他人の権利についても併せて許諾を出せる、自らがその権限を持っていないものについても許諾を出せるということは、かなり法制度的にはハードルが高いので

はないかと考えているわけでございます。

一方で、権利制限というものは、現行著作権法上、様々な例があり、一定の公益性なり、一定の必要性がある場合について、権利制限を設けることは現行法では例のあるところでございます。そういう意味では導入に向けてのハードルが低いのではないかと。

その際に、なぜアウトサイダーだけなのかという御指摘でございますが、審議会で精査をしていかないといけないと思っておりますけれども、考え方としては、集中管理をされているものについては権利制限をする対象から除く。つまり、アウトサイダーだけ権利制限をするということではなくて、全部権利制限をかけるのだけれども、権利制限をする必要のないものについては除外をするというアプローチも考えられるのではないかと。○落合専門委員 ありがとうございます。

先ほど、ほかの一面もあるということで、教育等の分野についてはあると思っておりますけれども、その活用実績というのが実際にありますでしょうか。特に有償で整備されているものはありますでしょうか。

○文化庁（森審議官） 権利制限は著作権法上、多数あることは御案内のとおりだと思います。無償のもの、有償のもの、それぞれありますけれども、有償のものも例がいくつかありますし、教育の利用についての補償金制度については、コロナ対応のため制度改正が早期施行されたところですが、補償金付き権利制限という仕組みをどのように具体的に行使をするかということは今後議論されることです。類似の例として権利制限ではありませんけれども、レコードの二次使用料については指定団体により行使し、その額については指定団体と放送事業者等が協議して定めるという仕組みがありますので、こうした仕組みを参考に検討するということが一つの可能性としてはあるだろうと考えているところです。

○落合専門委員 ありがとうございます。補償金の点についてお話しいただいたと思います。前に質問させて頂いたところと重複する部分もあると思っておりますけれども、ビジネスベースで金額は決定されていかないと使う側が使えなくなることもあり得ます。高くなりすぎても安くなりすぎても、コンテンツの利用というのが進んでいかなくなると思われま。ここは必ずしも決まっていない部分かもしれませんが、ビジネスベースでないような形で補償金の金額を定めていくということも考えておられますでしょうか。

そうであれば、どういう形で補償金を計算していくという考え方の可能性もあるかというのを教えていただければと思います。

○文化庁（森審議官） 補償金の額の設定について、どのように設定するかということについて、これは繰り返しになってしまいますけれども、今後の制度設計において詰めていくべき課題であると思っております。

これも繰り返しですが、レコードの二次使用については指定団体による集中管理という仕組みがあり、その団体との間で協議をして定めるという仕組みがありますので、こういう仕組みが一つ参考になるのではないかと。ビジネスの問題として協議していくという仕組

みは参考にできるのではないかと考えています。

○落合専門委員 ありがとうございます。

あとは、ちょっと指定団体についてもお伺いしたいと思っているのですが、現在、集中管理を行う団体が存在する分野がございます。別々に新たに団体ができて、手続が煩雑になる可能性もあるのではないかと考えています。アウトサイダーとしても集中管理団体に属していないからアウトサイダーなのに、また別の指定団体に管理させるということは一体どういうことなのかということはあると思います。

拡大集中許諾の関係では、管理率が低い分野について問題ではないかとおっしゃっておられたことがありましたが、補償金付き権利制限規定ではむしろ一部の人を狙い撃ちにして権利制限をかけるということがあると思います。実際には包括的にかけて、一度解除するようなお話もされていたと思いますが、見え方としてはそういう狙い撃ちのように見える部分もあるのではないかと考えています。補償金付き権利制限規定で指定団体をさらにつくるということは多分前提ではないかと考えているのですが、それができるとお考えになる理由は何でしょうか。

○文化庁（森審議官） 指定団体という仕組みになるのかどうかも含めて、今後の検討かと思っています。私が申し上げましたのは、今後の検討課題なのだけれども、その際に参考になる現行制度における仕組みとして、レコードの二次使用における指定団体の仕組みというのがあるのではないかと申し上げたということでございます。

仮に指定団体のような仕組みができるとして、それがどのようになるのか。当然その分野における権利を集約している団体であるというふうな仕組みになってくると思いますので、そうした団体が現状としてどのようなものがあるかということも含めて検討すべきなのではないかと考えております。

また、補償金付き権利制限をアウトサイダーだけを対象として制度を導入するというのではなくて、先ほど申し上げたように、権利制限を及ぼすべきではないものを除外するということが整理としては可能ではないかなと考えているところでございます。

拡大集中許諾も結局、アウトサイダーに焦点をあて、その許諾を受けたものとするということのための規定であると思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

管理率の高い団体について、指定団体制を導入される場合には指定団体として採用されるようにも聞こえたのですが、管理率が低い分野というのは、ほかの方法も何か考えられたりするのでしょうか。

○文化庁（森審議官） 法制的な制度が異なるレコードやレコード実演から検討に着手をするということで、その検討にあたっては補償金付き権利制限規定という手法が一つの選択肢として考えられるという文脈でお話をしているわけでございます。

レコードやレコード実演については、実態として集中管理がされているという状況がございますので、それを踏まえた制度設計をしていくということになるかと思っています。

それとは別に、映像実演とか著作物のことをおっしゃっているのかと思いますけれども、どのような仕組みを導入するという話はまさに今後の検討課題でございますので、どのような仕組みを整備するのか、指定団体を関与させるのかということは、その際に考えていくべきことではないかなと思っているところでございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

では、最後になりますけれども、2月28日の第7回のワーキングにおいて、事務局側のほうから放送事業者、主要権利者団体は、拡大集中許諾とか放送みなし、裁定制度の改善について反対していないという整理を示した点について、特に文化庁のほうから拡大集中許諾については、アウトサイダーであるとか、ほかの関係者たちの意見が明らかになっていないというような懸念のご指摘があったと記憶しております。

一方で、今回は補償金付き権利制限規定については、放送事業者、NHKと民放双方から御指摘がありましたけれども、当事者の放送事業者は明確に反対の立場を表明しているのではないかなと思っております。この点については、実際にユーザーの意見をしっかり聴くべきではないかなと思いますので、規制改革推進会議としても非常に懸念を覚える点なのですけれども、この点についてはどのように考えられますでしょうか。

○文化庁（森審議官） 今日、関係の事業者様から、この補償金付き権利制限規定についての反対の意見を表明いただいたわけでございますけれども、今日の資料について、直前にいただいたところございまして、事前に詳細に検討はできておりませんので、その件でコメントすることは困難であるということは御理解いただきたいと思っております。

繰り返しになってしまいますが、これまで隣接権を少なくとも中心として議論が進んできたという経緯があるわけございまして、総務省の勉強会の検討においても、先ほど総務省さんからのコメントがありましたけれども、少なくとも隣接権の扱いについて課題であるということが総務省様からの通知の中でも明確に書かれている。隣接権から着手するというくだりがありますし、個別の課題を列挙されている中で、例えば権利者団体との交渉によって手続の効率化が可能であるけれども、アウトサイダーとの権利処理が課題となり、時間的に間に合わない分野ということで、文芸、音楽の著作権の分野だけでなく、レコード、レコード実演、映像実演というものも、明記をされているわけございまして、そうしたニーズもあるということをご前提にして検討を進めてきた経緯でございます。

補償金付き権利制限規定というものは、いずれにしても今後の文化庁における検討の中で制度設計を詰めていくというものでございますので、まだ放送事業者様においてどういうものなのかというところのイメージが分からないという中での御意見である。そういう意味で、今後、解消されていくような部分もあるのではないかなと思っておりますけれども、そもそもニーズが違う。隣接権について、レコードについてニーズがないということだとしますと、総務省さんのほうからいただいていた取りまとめの中にも明記をされていたこととありますが、改めてニーズを整理し直す必要がある、総務省における検討会など、もう一回整理をし直していただくということにもなってしまうかねませんので、そこはよく



放送事業者様の御意見もお聴きしながら、今後の検討の場において検討するというのであれば、そもそも反対だということでありませけれども、丁寧な議論を尽くすことによって解消する部分もあるのではないかなと思っております。

○落合専門委員 ありがとうございます。

私のほうからは以上ですけれども、拡大集中許諾についてご反対いただいたときの意見と、補償金付き権利制限規定を進める論拠というのが必ずしも一致していないように思いますので、その点について、ほかの委員からも御指摘があると思います。また現時点で文化庁がおっしゃっている具体的な制度のニーズというのについて、特にユーザーとなる放送事業者に使ってもらう制度なのに、その意見に反して進めてしまうというのは問題があるのではないかと思います。ちょっと具体的な内容はほかの方からまたコメントがあると思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、御意見、御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○テレビ東京ホールディングス（丸田番組契約部長） テレビ東京ホールディングスの丸田ですがよろしいでしょうか。

今、文化庁さんからお話がありましたけれども、レコードの問題については、昨年度の保護・利用小委についても、確かに問題としてはあるのですが、優先度は極めて低いと。そのほかの課題のほうが我々としては重要であって、数多くある課題を網羅的に解決するように、やはり同時配信等の放送みなしを進めるべきではないかという意見を保護・利用小委の場で何度も発言させていただいておりますので、その旨はお伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、増島委員、お願いします。

○増島専門委員 どうもありがとうございます。増島でございます。

経緯を含めて非常に難しい論点だということは十分に承知をしております、文化庁様としても文化庁さんのロジックで検討されて今に至っていらっしゃるというのは十分理解するところではあるわけですが、他方で、世の中はどんどん動いていますというふうな話があり、申し訳ないですが、制度はパズルではございませんで、実務のニーズ、ビジネスのニーズから、今の状況を踏まえてどんなソリューションを考えていくかという発想で臨まないとうまくいかないのではないかと。要するに、制度を作っても誰も使いませんよという制度をつくっていただいて、制度的な手当てをしましたと言いつたれても、多分あまり意味がないのではないかとと思われるわけです。

意味がないというのは、文化庁さんが進められている政策という観点からも意味がない

のではないかという感じがいたしまして、これだけ激しいコンフリクトを今起こしているという状態になっているとすると、これはそのまま進めることの意味、今まで検討してきたのだからとおっしゃるのは組織としては分かりますけれども、やっていることの最終的な意味というのは、使われる制度をつくって、コンテンツがきちんと流通するなり、利用者の利便に資するなり、権利者とのバランスが取れるなりというところが究極の目的であるとする、一度立ち止まって、皆さんがおっしゃっていらっしゃることを聴かれたほうがいいのではないかという感じが非常にするのです。

端的に、皆様は大体同じことを言っていると理解していますけれども、この点についてのようにお考えなのであろうかという部分をお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○文化庁（森審議官） 御指摘ありがとうございます。

先生が御指摘のように、実際のニーズをいかに解決するかという観点がまずベースになるというところはおっしゃるとおりだと思います。その上で、制度の改正に当たっては、利用者のニーズに応えるということももちろんでありますけれども、権利者側に与える影響も勘案して、そこも踏まえながら権利の保護、そして利用の円滑化のバランスをいかに取るかという観点で検討をしていきます。関係者の理解、コンセンサスがあって初めて制度改正に結びつくものであると考えてございまして、それも先生がおっしゃるとおりだと思っております。

そういう意味で、これまで文化庁においても、規制改革推進会議における議論を踏まえ、総務省におけるニーズの整理を踏まえて、文化庁の審議会において検討してきたわけでございまして、具体的な制度設計の詳細は今後、文化審議会において検討していこうと。その方向性の整理を2月に、検討の順序についての整理を行ったということでございます。

どういう制度設計が望ましいのかということについて、詳細については今後検討していくべき課題であると考えております。その際に、当然、ニーズを踏まえるべきとおっしゃるところは言うまでもないことですが、ただ、私どもがこれまでお聴きしていた放送事業者様のニーズが、著作隣接権の問題もあり、著作権の問題もあり、著作権の制度に係る問題であるかも含め必ずしもクリアでない問題があるかと思いますけれども、ここを整理する中で、制度の違いもある隣接権についてまず優先的にやるべきだろうということで議論をしていこうと考えているところでございまして、隣接権に係る部分についてニーズが違ふとおっしゃるのであれば、そこはしっかりと把握をするプロセスが必要だと。まず制度ありきということで進めていくというのは私どもとしても当然考えてございませぬし、規制改革推進会議の皆さんにおいても制度の導入ありということでこの問題を進めていることではないと、私どもは理解しているところでございます。

○増島専門委員 その制度の立てつけの提案の話だと思いますけれども、放送事業者さんはビジネスをやられていらして、そのビジネスの中でこういうふうなことで困っている、今、著作権、こういうふうにしたらいいのではないかという、こういう前向きな提案をし

ていると理解をしているわけでありまして、それがほかのまさに権利者の調整という観点から他の人たちに影響があるとか、そこを出発点にした上で考えて調整をするという発想ではなくて、既存の制度のこういうふうになっている、こういう制度がほかにあるというような話の中から、それではこういう形でやったらどうだという立てつけが文化庁さんから出てくるといふ、それを事業者さんは皆それじゃないと言っている。ここの部分について、うまくいっていないのではないかと。前向きな制度の話になっていないという感じがするわけです。

こういう立てつけにするべきではないかという、文化庁さんが、事業者さんがそれは聞いてないからと言われるような立てつけを提案されなければいけない理由が一体どこにあるのか、腑に落ちない部分が正直ございまして、ここはなぜこういうふうになるのであろうか、ちょっと教えていただきたいのです。

○文化庁（森審議官） 今の御指摘は、放送事業者から困っているという、ニーズ等を踏まえた提案があるのだから、そうしたものを前提に考えていくべきではないかということであろうと思います。

放送事業者の方々の御意向をしっかりと把握していくためのプロセスとして、総務省様から要請があった通知を受けて、検討の俎上に上げた上で、それをどういうふうに順序立てて検討していくという切り口で検討しているということでございます。特定の立てつけということではないということをおし上げておきたいと思っております。

それと、総務省様の通知の中でも明記されていますし、文化庁における検討の中でも、放送事業者の方から何が課題かということも御指摘をいただきましたけれども、やはり放送では報酬請求権であるのに、同時配信する場合は許諾が必要だということで、放送のみでは生じなかった問題がある。そういったことについて課題であるというふうに御指摘をいただいて、そういうことに対応するにはどのような方策があるのかということをおし上げて、審議会の場において検討し、「基本的な考え方」においては、権利制限を行う、ただ、その際にライセンスに影響を与えないように、補償金付き権利制限をするというような方向性が一つ例示として示されているので、それを踏まえて制度を考えているということでございます。具体的な制度については今後詳細に検討していこうと考えているところでございまして、そうした検討をするまでもなく、これでは困るといふところがどこにあるのかといふのは丁寧に解きほぐさないといけないのではないかなと思っております。そこは単純に放送事業者の皆様におし理解をいただけていない部分もあるのではないかなと思っております。ここは丁寧に進めていく必要があると考えてございます。

○増島専門委員 ありがとうございます。

連続性が大事で、一定のその中でやられている役所という所と。実際のニーズに合わせて一定のアジェンダをたててこういうふうなことを言わせていただきたいたいのだといふ事業者さんとおし立場の違いといふのがあるかと思っております。

このまま進んでいって、その結果得られるものは何かを改めて考える。前に言ったと思

うのですけれども、そういう振る舞いが必要なのかなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○高橋座長 続いて、夏野委員、お願いします。

○夏野委員 説明いただいて、文化庁さんがやりたいことが少し分かったような気もするわけですけれども、ちょっとお話を伺っていると、特に文化庁の森審議官が最後におっしゃった、我々に対して何か我々がちゃんと手順を踏まないで物事を進めているようにとられるような発言、御指摘が最後にありましたけれども、かなりの時間を費やして規制改革推進会議でこの問題は議論してきて、文化庁さんにも御説明、御登場いただいてお話をしてきたつもりですが、自民党の小委員会という政府の機関ではないところに移ったところでこのような御提案が急に出てきたり、著作権と著作隣接権の問題もそちらのほうからまた出てきたり、我々としても問題を解決しようとしてやっているわけですが、我々の動き、あるいは我々がやっていることをかなりおとしめるような発言をされていたのですけれども、これは文化庁全体の意見としてそういう見識を規制改革推進会議に対して持っているという理解でよろしいでしょうか。

○文化庁（森審議官） お尋ねですけれども、私の発言が何か規制改革推進会議の皆様の進め方について問題を提起したということをおっしゃっておられると思いますけれども、それはどこについておっしゃったのでしょうか。当然、権利者側、利用者側の意見を聞いて、丁寧なプロセスを踏んでいくことが必要だということをおし上げてただけでございまして。

○夏野委員 いえ、議事録で確認してください。

○文化庁（森審議官） そもそもそのことについて皆様方も同じ認識だと思いますので、何ら規制改革推進会議の皆様の進め方について反対を申し上げたという趣旨ではないと。そちらも当然丁寧なプロセスを踏んでいらっしゃるということであれば、何ら問題もないと思っております。

○夏野委員 ですから、それは文化庁さんの意識として我々の進め方に異議があるのでしょうか。それとも、森審議官の個人的な御意見でしょうか。

○文化庁（森審議官） 異議を申し上げたつもりは全くありません。進め方として、あるべき進め方を私どもとして申し上げたということとさせていただきます。権利者、利用者の意見を丁寧に聴いて、バランスの取れた制度設計をしていかなければいけないということは、文化庁として法改正を進める上での基本的な方針でございます。

○夏野委員 私どもはまさにその観点から文化庁さんをお願いしているわけですけれども、今日のお話ですとあまり聴いていらっしゃらないように受け止めます。

○文化庁（森審議官） そこは、どういう点をそのようにおっしゃられるのか理解できませんけれども、私どもは様々なニーズを受け止めてしっかり検討を進めていく立場であると認識をしております。その際には、最終的にはニーズに関わる関係者が納得できるような制度を考えていかなければいけない。そのために必要な丁寧なプロセスを踏まなけれ

ばいけないということを申し上げたということでございます。そういうふうに思っております。

○夏野委員 では、事務局に。議事録は正確に記載していただくようにお願いします。

○高橋座長 ほかの方はよろしいでしょうか。

では、私から、今のことに関連して文化庁さんにお伺いしますけれども、規制改革推進会議としては、民間の業者の方のニーズを踏まえて3つの提言をさせていただいております。そして、その中で拡大集中許諾制度というものも提案させていただいたところですが、それが今年2月には申し上げているわけですが、それに対して文化庁さんがどういうふうに反論されてきたのか、私どもはそこが聞かされていなかったような気がするのですが、そういう中で今日初めて対案ということを伺ったわけですが、お互いに民間事業者のニーズを踏まえて真摯に向き合って、納得のいく制度をつくっていくということであれば、私どもの提案に対して何が問題なのか、そういうこともきちっと正面から御説明いただく必要があるかと思うのですけれども、そういう点はいかがでしょう。

○文化庁（森審議官） 今のお尋ねですけれども、規制改革推進会議の皆様から御提案があって、これは先日のワーキングでも申し上げたと思いますけれども、その検討をする前提として具体的ニーズがどこにあって、何が制度的な課題なのかというものをクリアにしていく。その上で、関係者の意見を聴いて、制度について検討していくのが出発点であると思っております。

そういう意味で、先般御提案をいただいたものについて、それはどういうことを想定しているのか、どういう権利について、どういった場面において、何が具体的に課題なのかということ明らかにしていく必要がまずあるのではないかと。その上で、何らかの制度改革をやるということであれば、利用者側、権利者側双方の御意見を丁寧にお伺いして、バランスの取れた議論を進めていく。そうしたプロセスをしっかりと踏んでいくことが重要であると考えているところでございます。

○高橋座長 手続のお話になるので、あまりこれ以上深入りしてもしょうがないのかもしれませんが、どういうニーズを踏まえているのかということについて、私どもの提案に対して文化庁さんからそういう問い合わせを頂戴したのは初めてのような気がします。逆に、文化庁さんの提案をお聞きしていると、今後、具体的なニーズだとか、そういうことについて検討していくという、今後やるんだというお話でありますけれども、その一方ではもう既に、例示という形でありますけれども、一つの制度を提案されているわけですね。そういう意味では、お互いに同じことをしているような気がしないでもないですけれども、その点はいかがですか。

○文化庁（森審議官） ご提案について何が具体的にニーズなのかをお示しいただきたいということは、規制改革推進会議の事務方であります内閣府規制改革推進室の方にはかねてより申し上げてきたところでございます。そういったプロセスについてどのように対応されてきたかというのは、内閣府様のほうでお示しをいただけるというものと思っております。

ます。

それから、文化庁が制度を提案しているが、それは具体的なニーズを踏まえていないのではないかというお尋ねかと思えますけれども、少なくとも私どもがこれまでのプロセスを踏んできた中で抽出をした課題というのが、隣接権の制度の違いがネックになって、放送のときは許諾がいらぬのに、いざ同時配信しようとするとならなければいけなくなる。これを制度的な手当てをしなければどうしようもない大きな課題と認識をして、そこについての解決策の選択肢として、「基本的な考え方」の整理で例示されていたものについて、具体的には、今後、審議会での検討において制度設計をするわけでございますけれども、現時点で考えられるところをお示ししているところでございますので、その点は御理解いただければと思っております。

○高橋座長 それでは、佐久間委員、お願いできますでしょうか。

○佐久間委員 ありがとうございます。

まず、御意見、考えを聴いて、丁寧に施策について作成に当たるといふことが必要だと、こういう審議官のお話でした。今回の補償金付き権利制限規定の考え方についてどうかといえば、まさにプレイヤーである事業者の方々が正面から反対されているのかなど。こういうことなので、文化庁さんは丁寧な進め方をされていなかったというのが今日非常によく分かりました。

それはそういうことなのですが、ちょっと小さな話ですけれども、この放送事業者の方から見逃し配信まで放送に含めたいというお話があったのですが、この点についてはいかがですか。

○文化庁（森審議官） まずお尋ねについて、見逃し配信についてまで検討するかということについて、これも基本的な考え方で整理をしていますけれども、対象とするサービスの範囲については、放送の同時配信に限らず、一定期間の中で、リニア放送と意図して時間をずらして配信をする、いわゆる追っかけや、見逃し配信というものかもしれませんけれども、こうしたものも含めて事業者の多様なニーズに対応するというふうに整理をしているわけでございますので、そういったことも含めて今後検討をしていく課題であると認識しております。

このステークホルダーである放送事業者の意向が十分聴かれていないのではないかとこの御指摘でございますが、私どもとしてその辺はしっかりと丁寧にプロセスを踏んで、把握をしてきたつもりでございますけれども、今日、日本放送協会様、そして在京民放キー5社様から、反対であるという懸念が提起をされたということでございますので、文化庁としての考え方を十分御説明ができていない、理解をいただけていないということによって生じている部分もあろうと思っておりますので、そうした点については必要に応じて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○高橋座長 佐久間委員、よろしいですか。

○佐久間委員 いずれにしても、丁寧に対応していなかったということをお認めになった

ので、私は結構でございます。

以上です。

○文化庁（森審議官） 今の点でございますけれども、私が申し上げたのは、総務省様の文化庁に対する通知、そしてそれを受けた文化庁における審議会での検討、この中で関係者の方にもおいでいただいたプロセスの中で整理をしてきた。そして、その中で整理をされた課題に対応すべく、制度的な見直しの選択肢について今日御説明申し上げたということでございますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○高橋座長 そこは意見がかなり違うと思っておりますので、ちょっと置いておきたいと思いません。

もう時間が大分過ぎていきますので、竹内委員のQ&Aでこの案件は終えたいと思いません。

では、お願いします。

○竹内委員 申し訳ありません。

Q&Aというよりも、一点だけお願いでございます。先ほどから御説明のあった部分について、放送事業者であるNHKさんとかテレビ東京さんから、御説明の内容が違うということになりますと、今、審議官は丁寧にやってきたつもりではございましたがとおっしゃいましたけれども、それでは仕方がないわけで、私ども規制改革委員も本当に真摯に事実の提供をお願いしたい。それがなければ、やはり問題解決に向けた議論というのはできかねると思っております。

先ほど、夏野委員も佐久間委員もおっしゃっていただきましたけれども、私どももこの問題にかなりの時間を費やしてヒアリングをしてきた上で御提案していると思っておりますので、審議官はそういったおつもりではなかったとおっしゃいましたけれども、私も夏野委員と同様、ヒアリングが足りていないような提案というふうに思われているのかなと感じた次第でございますが、そこは印象論になりますのでこれで控えますけれども、むしろこういう場で文化庁さんのような役所がおっしゃった御説明に対して、放送事業者さんが、いや事実と違いますとおっしゃるといふことはある意味異例なことだと私は思いますので、そういった発言があったということを非常に重く受け止めていただきたいということを最後をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○高橋座長 いずれにせよ、これは議事録できちんと残りますから、それで分かると思いません。

時間が大分超過してしまして、違う論点に移りたいと思いません。その他著作権制度の見直しをめぐる論点の議論に入ります。

事務局より、資料3と4について説明をお願いします。

○小見山参事官 時間に限りがありますので、簡単に。

資料3でございますが、文化庁さんからの説明で、再三、規制改革推進会議事務局のほうに制度について質問をしたけれども、答えがないという話でありましたが、そういう話

でありますのでこの紙をまとめております。これは従前から、様々な場で文化庁さんに説明している内容を紙に落とすだけでございますので、ぜひこれを基に文化庁さんで今後の制度の設計を詰めていただきたいと思いますと考えております。

資料4でございます。拡大集中許諾と同時配信の放送みなしに関して、条約上問題があるのではないかとというわさが触れ回っているという話を聞きましたので、規制改革推進室のほうでこういう解釈をつくったところでもあります。ベルヌ条約でありますとか、WPPTでありますとか、北京条約から見て、VODなどについて許諾を与えているものがあるのですが、その権利を切り下げるような立法を国内でする場合であっても、一般にやる3ステップ・テストというものを満たせば、国際条約に違反することにはならないというものでございます。

これは規制改革推進室で案を作ったのですけれども、外務省さんと協議しまして、公表を前提に了解をいただいたペーパーでございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、放送事業者の皆様よりそれぞれ御意見を伺いたいと思います。資料5について、日本放送協会様、テレビ東京様の順番で御説明をお願いします。

○日本放送協会（梶原知財センター長） NHKの梶原です。

基本的にはこれまで議論されていたことなので、あえて言う必要もないかなと思いますけれども、補償金付き権利制限については今のところは賛成できかねる、反対でございます。

今、同時配信をどこまで含めるかということについて言えば、条約との関係等もあるのだと思いますけれども、保護と利用のバランスを取ることを前提に、なるべく広く取るということは放送事業者としても一番望ましいと思います。

あと、実務上の課題については、ここに個別に書いていますので、また御覧いただければと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

テレビ東京様、お願いします。

○テレビ東京ホールディングス（丸田番組契約部長） 今、NHKの梶原さんがおっしゃったとおりで、1番については反対ということで、2番も同じでして、権利の保護と利用のバランスをとることを前提に、見逃し配信についても放送と同等の権利処理となることを要望します。

それから、3番については、文化庁さんがどこまで権利処理の実務の煩雑さを理解されているのか分かりませんが、公衆送信ということで放送と配信が一体化している御発言がありましたけれども、実際は放送権と自動公衆送信権ということで、その下で権利は分かれているということで、放送とは別途に配信の許諾を得る必要があるということが問題に



なっていて、そのために非常に煩雑な権利処理が必要になってくるということがございます。

特に借用素材の分野は大変深刻でございまして、私ども1月に同時配信の実証実験を在京5社で横並びで夕方の情報報道番組の時間帯に行ったのですが、うち14%でフタかぶせが発生するという事態が起こっています。

このフタかぶせの問題を解決しない限り、ネット上における放送コンテンツの円滑な流通を図れないものと考えておりますので、ぜひともこの部分を深刻に取り扱っていただきたいと思います。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、以上を踏まえまして質疑応答に入りたいと思います。委員の方で御質問がある方、発言のある方はお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、増島委員、お願いします。

○増島専門委員 どうもありがとうございました。

文化庁さんが提案をされている仕組みというのがあって、文化庁さんがおっしゃるには、俺たちのほうがいいのだ、民間は理解していないのだと、それを説明したら納得するのではないかと、ありていに言えばこういう話をされているわけですがけれども、我々がお伺いするところだと、結局、実務を理解されていらっしゃるのは民間の方々と、民間の方々が困っていらっしゃる部分をこういう形で解消してくれという提案をされているものを、何か上回るような提案というものが文化庁さんから出ているような感じもしないのですけれども、これは詳細の制度設計がなされることによって、民間で抱えている課題がこれで解決するような方向になりそうなパスといたしますか、見込みというのがどの程度あると感じていらっしゃいますでしょうか。

御反対というのは理解しましたがけれども、仮にそのルートに乗ったとして、どのくらい彼らのアプローチで問題が解消された、「それならいいですね、文化庁さん、やりましょう」という形になりそうかということについて、お話をお伺いできますでしょうか。

○文化庁（森審議官） お尋ねの趣旨が理解できなかったのです。

○増島専門委員 民間のほうの方です。これは今御質問いただいているわけですがけれども、今、文化庁さんが出された御提案を、詳細を詰めていくことによって問題が解決するというふうに民間の方々は考えていらっしゃるのかどうかという部分について少し教えていただきたい。民間の方々も馬鹿ではなくて、よく制度について理解をいただいているのではないかと思うので、端的に、文化庁さんから詳しい制度設計の話をされることによって、これはすばらしいねということになるような見込みがあのように、民間さんとしてお感じになれるかどうかという部分について聞きたいということです。

○高橋座長 NHKさん、いかがでしょうか。

○日本放送協会（梶原知財センター長） NHKへの質問ですか。

○増島専門委員　そうです。NHKと民間さんに対する質問です。

○日本放送協会（梶原知財センター長）　我々としては、基本的には同時配信を放送にということをお願いしていますので、とにかく著作権法上の放送の定義を同時配信まで含めていただくと、ここに挙げている課題なんかは全て解決する、一気に解決すると思います。

そういった中で、文化庁さんは一部だけしか解決されないのかよく分からない。特に諸外国でもみんなそうやっているのに、なんで日本だけが同時配信について違う権利、つまりサービスから見ると同時配信は完全に放送なのに、どうして自動公衆送信権のほうに位置づけなければいけないのかが逆に全く分からないのです。逆にそういう民間のニーズがあるのかということが分からないのです。どうして諸外国と同様にしていただけなのか。そこが一番の疑問のところですよ。

○高橋座長　文化庁さんはいかがですか。今の御質問。

○文化庁（森審議官）　同時配信を放送と同じように位置づけてくれば全て解決するという御趣旨かと理解しましたけれども、著作権法の体系全体を通じて放送の概念を変えるという御議論ですが、そうする必要性は、何が課題になっているか。隣接権の問題なのか。

○日本放送協会（梶原知財センター長）　どうして諸外国はそうなのに、日本だけがそういうふうになっているのかということです。日本だけなぜそうしなければいけないのかというのが分からないのです。だから、逆なのです。日本だけどうして同時配信をオンデマンドと同じ定義にしなければいけないのかというところなのです。そこについてお答えいただければと思います。

○文化庁（森審議官）　放送と同時配信は同じようなサービスでないかというお尋ねであると思いますが。

○日本放送協会（梶原知財センター長）　お尋ねではなくて、それはそうですよね。同時配信はオンデマンドではないですから。その認識が文化庁と違うのです。同時配信は放送と類似のサービスなのです。オンデマンドとは違うのです。それなのに、諸外国と異なって、同時配信をオンデマンドと同じような権利にしなければいけないのかが分からないのです。そこを逆に聞きたいということです。なんでそうしなければいけないのかが分からないのです。

○文化庁（森審議官）　同時配信は放送と一緒にではないかという話ですが、同時配信など一斉型のネット上の送信というものはやはり放送とは異なる利用形態で、権利者への影響に鑑みても、そこは別の利用形態と考えているものでございます。特に放送を視聴できない人もネットを通じて様々な端末、様々な場所で視聴できるというふうになるわけですので、そうした利用形態の違いも踏まえて考える必要があるのではないかと。また、放送法の体系の中で同時配信というものが放送と同じように扱われているか、そういう放送法での位置付けというところについても議論が必要ではないかと思っております。

いずれにしても、現在、同時配信等については、許諾権があり契約の必要があるというところについて変えるというふうになるのであれば、なぜそこを変える必要があるのか、

その影響を受ける権利者の方々にどのような影響が及び、そうした方々の御理解が得られるのか。正しく理解がされ、権利者の利益保護の確保を含めて適切な運用がなされるというところを見極めていく、そういう検討が必要ではないかと思っております。

○高橋座長 テレビ東京さん、いかがでしょうか。

○テレビ東京ホールディングス（丸田番組契約部長） テレビ東京です。

私、先ほど申し上げましたけれども、著作隣接権のアウトサイダーに係るごくごく狭い範囲だけを文化庁さんは手当てされようとしているのですけれども、これでは同時配信等の権利処理の円滑化に全くつながりません。我々はこれを求めています。この部分だけをされても、今の同時配信に当たって権利処理はいろいろな課題がありますけれども、これでは全く前に進みません。やはりたくさん課題を網羅的に解決できるように、同時配信等を放送とみなして、放送とワンストップで権利処理ができるように法改正をいただくことが必要かと思っております。

なぜ私どもの要望を取り上げようとせずに、ごくごく狭い範囲だけを手当てしようとするのか、ここは大変疑念に思っております。

○文化庁（森審議官） 狭い範囲だけをやるというふうに申し上げているわけではございません。「基本的な考え方」でも整理をしているように、優先的に隣接権に係るところ、レコード、レコード実演、そして映像実演について検討し、そしてその後、著作権を含めた様々な課題についても、ステップを踏んで検討していくということを申し上げているところです。

そして、その課題の解決のためのプロセスとして、御指摘のように、同時配信を放送とみなせば一気に解決するのではないかという御提案でございますけれども、そういう方策が適切なのか、どういう問題があって、何が課題になっているか、どのように解決したらいいかということも検討すべきだと。

大きく改正すれば、それによって影響を受ける方が多く出てくるわけでございますので、真に必要な部分、改正が必要な部分、手当てが必要な部分はどこなのかということをご丁寧に検討していく必要があるのではないかとということでございます。

○テレビ東京ホールディングス（丸田番組契約部長） 私ども、レコードの問題については非常に優先度が低いと何度も申し上げていて、運用でも解決できると考えておりますので、なぜこのレコードの問題を最初に取り上げなければいけないのか。ここが大変不思議に思っています。これはどういう考えでしょうか。

○文化庁（森審議官） これまでの検討の経緯の中で、制度の違いがある部分、特に運用によって解決できない、放送の際の許諾を受けることなく放送できるものが、同時配信等をしようとする、許諾を受けなければならないということが運用では解決できないため、その制度的な対応から着手すべきという御議論をいただいたということです。

放送事業者の方々からの課題の中でも、隣接権についても課題として取り上げられているということでございますので、そういう経緯を踏まえて、そういう順序で検討していく

ことが適切ではないかと考えてきたところでございます。

○テレビ東京ホールディングス（丸田番組契約部長） 1つだけ申しておきますが、課題としては確かにレコードの問題を私どもは挙げていますけれども、ここが最優先であって、ここから始めるべきだ、これが一番だということを申し上げたことは一度もございませんので、やはりたくさんある課題全体を網羅的に解決できる方策をぜひ御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

落合委員。

○落合専門委員 そうしましたら、私から幾つか伺おうと思います。

1つは、資料3のほうで、事務局のほうから、規制改革推進会議が今要望している内容をまとめていただいています。もともとどういう主張をしているのか分からないという御指摘が文化庁からあったので、こういうペーパーをまとめられていると思います。一応この内容で何を言おうとしているのかというところまではお分かりいただけましたでしょうか。文化庁さんに伺えればと思います。

○文化庁（森審議官） ありがとうございます。この資料3は、かねてより文化庁のほうから規制改革推進室に何を求めているのかということを示していただきたいとお願いしていたことを受けてのものであると理解しますけれども、つい先ほどいただいたばかりでございます。先ほども申しましたけれども、文化庁として、これについて組織としての検討ができていないということでございますので、この場でこれの適否について見解を表明することはお許しをいただきたいと思っております。

今後、詰めていかなければいけない。1、2、3それぞれについてどういった見直しを行うべきか、これは何のために必要だということが示されているわけでございますけれども、例えば1番、同時配信等の放送みなしについて申しますと、同時配信において発生してくるいわゆる「フタかぶせ」の解決のために必要であると書かれているが、そのフタかぶせについてどういうことが原因でどういう場面で生じているのか、と言うところを明らかにし、その解決のために同時配信等の放送みなしという手段がふさわしいのかということをご丁寧な議論していく必要があるのではないかと。ですので、利用者の方、権利者側の意見を聴いた上で議論する必要があるのではないかとと思っております。

○落合専門委員 ありがとうございます。

今の時点で、示した内容として、特に一見してこの部分は不足ですとか、そういうので思われる点はそのほかにありますでしょうか。

○文化庁（森審議官） いずれにしても、さっきも申し上げたとおり、これを今拝見して、その適否について述べることを求められましても、なかなか難しいということは御理解いただきたいと思っております。

○落合専門委員 適否についてはお願いをしていませんでしたので、内容としてもっと説

明をするべきだというところがあれば明確にしてくださいというだけですが、それはよい悪いというのとはまた別の次元の問題であろうかと思っております。そこも難しいということでしょうか。

○文化庁（森審議官） 今、拝見したばかりで、精査をして申し上げるべきことがあると思いますけれども、放送みなしというのは、何度も繰り返して恐縮ですけれども、どういう利用において、どういう制度的な課題があってこういう事態が生じているのか、それを解決するのにどのような制度がふさわしいかということをご丁寧に議論していく必要があると思っております。

拡大集中許諾についても同様でございます、拡大集中許諾というものを導入する要請がある場面というのがどういう場面かということをごまらず明らかにした上で、それを解決するための方策として、拡大集中許諾という制度が望ましいのか、別の制度によって解決するのかということをご検討していく必要があると考えているということでございます。

拡大集中許諾という制度については、かねてから申し上げてはいますが、集中管理団体が管理していない著作物等について許諾が出せるという、そういう制度でございますので、かなりハードルが高いので、別の制度ということも含めて検討が必要であると思っております。

裁定制度については利用をしやすく、権利処理を容易にするように検討して欲しいということでございますけれども、具体的にどのようなニーズがあるかということをごしっかりと把握した上で検討していく必要があると思っておりますけれども、例えば、ここに書かれている放送事業者の協議が未成立の場合の裁定制度について、著作隣接権も対象に加えるということも、どのようなニーズがあるのかについてしっかりと把握した上で、私どもニーズがあれば、それも含めてしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、まずはニーズの把握をするということに努めていきたいと思っております。

○落合専門委員 分かりました。ありがとうございます。

最後になりますけれども、このたびの全般的な著作権、著作隣接権の議論をしている中で、条約との関係性が問題ではないかという御指摘をされていると伺っております。資料4のとおりというよりは、文化庁さんのほうで今現在認識されている、こういった議論上の国際条約との関係性での問題というのを御説明いただけないでしょうか。

○文化庁（森審議官） その質問についても、文化庁として精査をした上でお答えする必要があるかと思っておりますけれども、端的に申し上げれば、条約上最低限求められている水準については、法制度上確保しなければいけないということでございますので、例えば条約上、許諾権の付与が求められている利用行為について、許諾権を付与せず報酬請求権にするということは、条約上許容されない場合もあり得ると。一定の場合に限って権利制限をするということは条約上も可能ですけれども、本来著作権でコントロールできる行為について、権利制限を検討するという際には、その点に留意をして検討する必要があるのではないかと思っております。

○落合専門委員 分かりました。

そのほかには、今の時点で御認識されている論点は特にないということでしょうか。

○文化庁（森審議官） 今の時点で全て言えと求められているということだと、その点は議論させていただかないといけないかと思います。いただいたものを今拝見してお答えするとすれば、そういうことで御理解を賜ればと思います。

○落合専門委員 今まで文化庁さんの中で、条約に関する議論はあまりされていなかったもので、急に出てきてもというお話なのでしょうか。

○文化庁（森審議官） 条約との関係をどう考えるかというのは、それはどういう制度を導入するかということとの兼ね合いで判断されるものではないかと思うので、具体的な制度を詰めて検討するプロセスの中で判断すべきだと思います。

一般論でありますけれども、今回話題になっておりますようなインターネットでの配信ということについて、インターネット上での送信のための、利用可能化については、許諾権を付与するということが条約上定められており、オンデマンド形式の配信というものについては、許諾を要すると理解しております。

○夏野委員 夏野ですけれども、今の点で、外務省さんから条約上は問題ないという意見が出ているので、むしろ問題にすべきは、我々との議論の中で文化庁さんはその話をしてなかったのに、いきなり今頃になってそういう話が出てきたというのでは、これから議論をしている中でも後出しじゃんけんみたいなことをやる意味というのはほとんどないと思うのですよ。もし解決策を考えているのであれば。

ですから、今みたいな議論の進め方をしていると、一向に結論が出ないままこの問題はずっと放置されるということになると思うので、もうちょっと建設的な議論をさせていただかないかとお願いしたいです。

○文化庁（森審議官） 建設的な議論をすべきだということころは、まさにおっしゃるとおりであると思いますので、しっかりと今後対応してまいりたいと思います。

条約関係について今まで言ってこなかったのに突然という御趣旨かと思いますが、私も条約上の問題になるからできないかのようなことをこの場で申し上げておりましたでしょうか。

○夏野委員 当然そういうことを先に検討して、言ってくればいだけで、我々のほうから外務省さんに確認したら、外務省さんは問題ない、大丈夫ですとおっしゃっているのに、殊更に今ここで問題にする必要はあるのですか。

○文化庁（森審議官） 外務省が問題ではないというのは、どこのことをおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。今日いただいたペーパー、これも今いただいたばかりで、コメントし難いのですけれども、ここに書かれておりますのは、権利制限を行ったとしても一定の要件を満たす形であれば条約に違反しないということが書いてあると理解しております。そういう権利制限ということであれば、当然、条約上は許容されているけれども、オンデマンドの配信についておよそ許諾権を付与しないしないということを導入するとい

うことは、条約のスタンダードの関係で、問題があり得るのではないかということを示し上げたところでございます。

○夏野委員 オンデマンドの話も出てきましたが、同時配信の中には幅があつて、同時配信で追っかけとかいろいろある中で、オンデマンドのところは条約上問題があるという御指摘はそれはそのとおりだと思いますが、だからといって、ではオンデマンドのところを外した拡大集中許諾的なことをやることの反論にはなっていないので、もう水掛け論になるのでやめますけれども、建設的に議論したいと思ひますし、条約の関係についてはもう外務省さんに解釈をお任せすればいいと思ひます。

○高橋座長 増島委員。

○増島専門委員 1点ですけれども、一番初めに今日の議論を御説明いただく際に、文化庁さんとして一定のプロセスを経てきたとしているものについて、ここの規制改革推進会議がその流れをくまらずに何か物を申しているようだけれども、きちんと文化庁と調整をした上で物を出してくれないと困ると、こういうスタンスのことをおっしゃったと受け止めているわけですけれども、今日議論させていただいて、そもそものアプローチ、スタンスが大きく異なるということが浮き彫りになっていると我々は思っているのですけれども、この点についてはお認めになりますか。

要するに、調整をしてやらなければ困るぞという話ではないのではないかと。まさによって立つところが違う、アプローチが違う。まずここが違うということをお認めいただいているのであれば、それをベースに我々も考えるということですし、発信をしていくということになると思ひますが、この点をお認めになられるのでしょうか。

○文化庁（森審議官） 何についてアプローチが違うとおっしゃっているのか。

○増島専門委員 そこも分からないのですか。これだけ議論をしていて、全く議論がかみ合っていないので、アプローチが違うねと今ずっとそういう話をしていたので、そこについて何をというのをおっしゃるのはおかしいので、アプローチが違うことはお認めになるかどうか。そこだけを聞いています。イエスなのか、ノーなのか。

○文化庁（森審議官） 私が最初に申し上げるのは、著作権制度の改正というのは、権利者や利用者の御意見をお聴きし、保護と利用のバランスの取れた制度にしていくべく丁寧な検討を進める必要があると。そのための必要なステップを踏んでいくということをしなれば、制度改正というものを実現することが難しいということを示し上げたつもりでございまして、そういうステップを踏んでいくということについては、私どもの立場はこの規制改革推進会議の皆様におかれてもご理解をいただいているものというふうにお考へしているところでございまして。

○高橋座長 もうそこは議事録を見ていただければ自明のことだと思ひますので、いいと思ひますが、ほかによろしいでしょうか。

武井委員、お願いします。

○武井座長代理 事実関係の確認ですけれども、先に著作隣接権からやるということでは

が、総務省さんに論点をまとめていただくときに、隣接権を先にやらないと総務省さんからの報告書を受け取らないという話だったということですが、なぜそういうことをおっしゃったのでしょうか。

○文化庁（森審議官） お答え申し上げます。

本件については、最初の議論で説明申し上げましたけれども、検討の経緯があるわけですので、その中でとりわけWGの中でレコードやレコード実演の隣接権について制度の差異が課題であるという指摘を受けて、何を優先していくかについて一定の方向性を整理したものと考えています。

ただ、いずれにしても総務省さんにおいて検討する中で、何を優先的に検討するという点についてお考えがあり得ると思っておりますけれども、その際に私どもとして、御要請を受けるに当たって、どういうことを優先的に検討すべきなのかを示していただきたい。私どもが検討するためにそういったことを示していただく必要があるということをお願いいたします。

○武井座長代理 先ほどいろいろな放送事業者さんは、隣接権を優先と言った覚えはないと明確におっしゃって、文化庁さんが隣接権を優先しないと受け取らないと言ったところで、実際に齟齬があるみたいです。文化庁さんとしてあえて隣接権の箇所を先に措置したい、優先的に措置すべきだという強いお考えがあるということではないということなのでしょうか。

○文化庁（森審議官） 規制改革推進会議での議論を踏まえれば、制度の違いのある隣接権の部分について、どう取り上げていくかという議論になると考えています。

そこはそうではないということであれば、そうではないというふうにして。

○武井座長代理 文化庁さんとしては、隣接権という、先ほどから行う意義を含めていろいろな異論といたしまししょうか、反対が出ている箇所に関して、隣接権を先にやるべきだという強い意思があるわけではなく、単にこれまでの経緯がそうなっていると文化庁さんは理解しているから、隣接権を先にやろうとしているということなのでしょうか。

○文化庁（森審議官） 本件は、一連の経緯を受けて、総務省様からの御要請を受けて、文化庁の審議会でも検討している案件です。その中での整理として、先ほど御説明いたしましたけれども、今年の2月にまとめた「基本的な考え方」の中で、制度の在り方に差異があるということで権利処理が困難になっているという認識を踏まえて、レコード、レコード実演、映像実演、隣接権の取扱いから検討に着手をするというふうに整理をしておりますので、現時点ではそういった検討の進め方を行うことが案として適当であると考えてございます。

ただ、それは違うという御指摘があるということであれば、それを踏まえて検討をしていく。

○武井座長代理 隣接権よりも優先すべきものがあるという状況であるということであれば、隣接権の優先検討にこだわらない余地もある、そういう柔軟な姿勢を文化庁さんとし



でもお持ちだという理解でよろしいですね。

○文化庁（森審議官） ニーズを離れて検討する。

○武井座長代理 ニーズを離れてということは一言も申しておりません。

○文化庁（森審議官） 関係者の優先的に検討してほしい、そうした思いを離れて私どもが特定のものから進めるということを考えているわけではございませんので、そこはそうした御説明をいただけるのであれば、それを踏まえて検討ということを考えることは可能でございます。そうしていただければいいと思います。

○武井座長代理 あともう一点ですが、今回、この同時配信等の放送みなしと拡大集中許諾と裁定制度に関しては、先ほどから放送事業者さんも、何度もこれらの点を踏まえて一括の解決を求めたいとおっしゃっていて、それで何度もニーズのことをおっしゃっていたと思います。これまでにもこの場での検討以外にも何回も放送事業者さんもおっしゃっていることに関して、今後の文化庁さんの中の検討で、そこに関するニーズがここまで出てきているところ、この話を隣接権の話の前に検討することに関しては、今のお話も踏まえて大きな障害はないという理解でよろしいですね。ニーズをちゃんと聴いているフェーズだという理解でよろしいですね。

○文化庁（森審議官） 一括して解決とおっしゃるということは、一括して解決すべき様々なニーズがあるということかと思いますが、それは具体的にどのようなことが課題になっているかということもクリアにして、それに関わる関係者の意見を聴いた上で進めなければいけないと考えており、一括で解決できるというふうには必ずしもならないと思っております。

○武井座長代理 この話は半年、1年以上前からあったのですけれども、この半年、1年間、何も検討をしなかった理由は何ですか。隣接権の措置が優先だということを所与と認めていたからという理解でよろしいですか。

○文化庁（森審議官） これまでは隣接権を中心として優先的に検討するという流れで来たものと考えております。

○武井座長代理 そこは、文化庁さんの認識の違いかもしれませんが、文化庁さんが隣接権が先でないという提案を受けとらないということをおっしゃったから、ということをおっしゃっている方もいるわけで、そのところに認識の齟齬があるかと思うので、過去の経緯に関してはいろいろなことがあるのかもしれませんが、今何をすべきなのかということ柔軟に考えていかないと前に進まない面があるのだと思います。そこは文化庁さんもぜひ柔軟に考えていただければありがたいと思います。

以上です。

○高橋座長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、時間が大分超過していますので、本件についての議論は本日はここまでとさせていただきます。座長として今回の議論を少し総括させていただければと思います。

本日は、文化庁さんに御参加いただき、補償金付き権利制限規定について御説明いただ

いたほか、著作権制度の見直しに係る諸課題について、総務省、NHK、在京民放キー局5社、サイバーエージェントにもお越しいただき御議論いただきました。

また、2月のワーキング・グループで、①同時配信等の放送みなし、②拡大集中許諾制度、③不明権利者、放送事業者の協議が調わなかった際の裁定制度の3つの面から、著作権法改正案を次期通常国会に提出するよう要請してきたわけですが、本日も、これらの提案に対する代案として、文化庁さんから補償金付き権利制限規定をお示しいただいたと理解しております。

しかしながら、そもそも今後検討する必要があるとのお答えが多かったこと、あるいは取りあえず現時点での印象としては、対象とする範囲が狭く、根本的なフタかぶせ問題の解決にならないといった、放送コンテンツを保有する放送事業者も難解しているなど、非常に大きな課題が残っていると考えます。

規制改革推進会議としては、現時点では同時配信の放送みなしや拡大集中許諾制度の代案の選択肢になっていないのではないかと考えております。

また、今回の規制改革推進会議での著作権法改正に関する提案内容を、資料3にあるとおり改めて確認いたしました。

その他議論した事項では、放送の際に配信の許諾も併せて取得すれば、同時配信の放送みなしは必要ないという議論については、放送事業者様からの説明があったとおり、放送と配信の権利者が別々の場合があるなど、実務的な課題があるということが分かりました。

放送事業者さんから、条約上問題がなければ見逃し配信まで放送に含めたいという要望があったとおり、是非見逃し配信までを同時配信等の放送みなしとしていただくため、国内立法としてどのような工夫ができるか検討いただきたいということです。

放送事業者に対して、同時配信等の放送みなしを認めることがAbemaTV等のその他ウェブキャスト事業者に対してイコルフットィングが図られないという論点に関しては、今回、サイバーエージェントさんから、同時配信等の放送みなしには反対していないという旨の回答が得られております。

以上を踏まえ、文化庁さんには改めて、2月の規制改革推進会議で提案した同時配信等の放送みなし、拡大集中許諾制度の導入、裁定制度の改善について、引き続き急ぎ検討いただき、前にも申し上げましたが、来年の通常国会への法案の提出をいただくよう求めたいという私どもの意見は変わっておりません。

これに対して代案をお示しいただきましたけれども、丁寧にステップを踏んでというお答えがありましたけれども、一方で、既にもう実態が動いている中で、何年後になったらこの問題が解決するのかということについて非常に強い危惧を覚えた次第であります。

また、特に同時配信等の放送みなしについては、同時配信に加え、追っかけ配信、見逃し配信が含まれるよう、条約との整合性が取られるよう検討いただきたいと思っております。

さらに申し上げますが、放送事業者のネット配信の強化は極めて重要な成長戦略であります。答申取りまとめに際しては、本日の御議論を踏まえながら再検討いただきたいと思

います。

私からは以上でございます。

それでは、説明者の皆様、どうもありがとうございました。ここでウェブ会議ツールから御退室いただければと思います。ありがとうございました。

(説明者退室)

○高橋座長 退出されたと思いますので、最後に事務局より連絡事項があればお願いします。

○小見山参事官 次回の会合については、改めて御連絡申し上げます。